

## 議案第105号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

#### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

新座市三軒屋自転車駐車場、新座市志木駅南口地下自転車駐車場、新座市三軒屋公園前自転車駐車場、新座市志木駅南口自転車駐車場、新座市志木陸橋下東口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口自転車駐車場、新座市志木陸橋下南口バイク駐車場、新座市栗原五丁目自転車駐車場、新座市野火止四丁目自転車駐車場、新座市新座駅南口地下自転車駐車場、新座市新座駅バイク駐車場及び新座市大和田1号歩道橋下自転車駐車場並びに新座市志木駅南口駐車場及び新座市新座駅南口駐車場

#### 2 指定管理者となる団体

所在地 神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目3番地1

新横浜アーバンスクエア304

名称 かもめビルサービス・日駐研共同企業

#### 3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月30日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

新座市自転車等駐車場及び新座市自動車駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。